

富山大学都市デザイン学部インターンシップ実施要項

1. この要項は、インターンシップの実施に関し必要な事項を定める。
2. インターンシップは、次の授業科目として実施する。

インターンシップA	1単位	(5日以上10日未満)
インターンシップB	2単位	(10日以上)
3. 単位認定するインターンシップは、同一の企業又は官公庁等（以下「企業等」という。）に5日以上実働するものとする。なお、2つ以上の企業等において、それぞれ5日以上10日未満実働した場合、合わせてインターンシップBとして認定することができる。ただし、1つの企業等での実働日数が15日以上の場合であっても、インターンシップAとインターンシップBの両科目の単位を認定することはできない。
4. インターンシップの実施時期は、原則として履修に支障のない期間に実施する。
5. インターンシップの実施対象年次は、原則として2年次以降とする。
6. インターンシップの実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。
7. インターンシップの成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価に基づき授業担当教員が判定することとし、評価は合格・不合格とする。
8. インターンシップを履修しようとする学生は、所定の期日までにインターンシップ履修票及びインターンシップの実施企業等が求める書類を理工系学務課（都市デザイン学部担当）に提出しなければならない。
9. インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を理工系学務課（都市デザイン学部担当）に提出しなければならない。
10. この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、教務委員会で協議する。

附 記

この要項は、令和元年11月20日から実施する。

附 記

この要項は、令和2年6月17日から実施する。